さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画七里駅北側地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日 令和6年3月29日

名称	七里駅北側地区地区計画
位置	さいたま市見沼区堀崎町及び大字小深作、大字風渡野、大字東門前の各一部
面積	約 32. 0ha
地区計画の目標	本地区は、土地区画整理事業により確保された道路・公園等の基盤施設のもと、有効かつ秩序のある土地利用、健全な駅前商業地としての誘導、良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び 保全に関する方針	〈土地利用の方針〉 ① A 地区及びB 地区 良好な住宅地としての環境を保護しつつ、日常の買い物ができるような店舗等と調和した市街地の形成を図る。 ② C 地区 幹線道路沿道に相応しい生活利便施設等や住宅の立地を誘導する。 ③ D 地区 商業施設等の土地利用を図るとともに、周辺の住宅地と調和した市街地の形成を図る。
	〈建築物等の整備の方針〉 良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の敷 地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定め る。 また、街並みの景観形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意 匠、垣又はさくの構造の制限を行う。

			区分の				
		地区の	名称	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
		区分		(第一種中高層住居専用地域)	(第二種中高層住居専用地域)	(第一種住居地域)	(近隣商業地域)
			区分の 面積	約11.4ha	約8.9ha	約8.7 ha	約3.0 ha
				次の各号に掲げ	る建築物は建築し	てはならない	
				① 風俗営業等	①自家用倉庫	① 建築基準法	① 建築基準法
				の規制及び業	で、床面積の合	別表第 2 (に)	別表第 2 (ほ)
				務の適性化等	計が 500 ㎡を	項第3 号に規定	項第2 号に規定
			に関する法律	超えるもの	するボーリン	するぱちんこ	
				第2条第1項第		グ場、スケート	屋、射的場、勝
				2 号及び第3 号 に規定する営		場、水泳場その 他これらに類	馬 投 票 券 発 売 所、場外車券売
				業を営む施設		でる政令で定	場その他これ
				木 2 日 3 施 欧		める運動施設	らに類するも
						②建築基準法	の(ただし、マ
						別表第 2 (に)	ージャン屋は
						項第4号に規定	除く)
						するホテル・旅 館	② 建築基準法別表第 2 (に)
						③建築基準法	別級第 2 (に) 項第2 号に規定
	建					別表第 2 (に)	する工場で、そ
地	築					項第5 号に規定	の用途に供す
	物					する自動車教	る部分の床面
区	等					習所	積の合計が 50
整	に					④建築基準法	㎡を超えるも の
/ -11-	関					別表第 2(に) 項第6 号に規定	
備		-1.44.44				する畜舎(ただ	
計	す	建築物の	用途の				
usi	る	制限				•	する自動車教
画	事					病院に附属す	習所
	項					るものを除く) ⑤自家用倉庫	④ 建築基準法別表第2(に)
						· ·	列表第 2 (に) 項第6 号に規定
						計が1,000 ㎡を	
						超えるもの	し、ペットショ
							ップ、又は動物
							病院に附属するな際に
							るものを除く) ⑤建築基準法別
							表第 2(~)項
							第5号に規定す
							る倉庫業を営
							む倉庫で、その
							用途に供する
							部分の床面積の合計が
							り _{日 前 が} 1,500 ㎡を超え
							るもの
							⑥風俗営業等
							の規制及び業
							務の適性化等
							に関する法律

F				,	,		
						第2条第1項第5	
						号、同条第6項	
						第2号および第	
						6号並びに、同	
						条第11項に規	
						定する営業を	
						営む施設	
			100 m²	<u> </u>	<u> </u>		
			ただし、各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。				
			① 制限が適用された際、現に建築物の敷地として使用されている土				
		建築物の敷地	地で当該規定	定に適合しないも	の又は現に存する	る所有権その他の	
		面積の最低限度	権利に基づい	って建築物の敷地	として使用するな	よらば当該規定に	
			適合しない。	こととなる土地に	ついて、その全部	『を一の敷地とし	
			て使用する場				
			② 制限が適用された際、当該規定に適合しないもので、その敷地				
			面積が増となる場合。				
			③ 公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益				
			上必要な建築	色物。			
			建築物の外壁	又はこれに代わる	柱の面から道路境	5界線までの距離	
			は 0.5m 以上とする。				
			ただし、次の	各号のいずれかに	該当する建築物又	【は建築物の部分	
			についてはこの	限りではない。			
				勿の物置その他こ			
	建	壁面の位置の制限	除く。)で軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 10 m ² 以				
地			内であるもの				
	築		② 開放性の高い附属建築物の自動車車庫等で、軒の高さが 2.3m				
区物の大きなないない。						0 NTっょフォ	
整	等	~ 3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが合計 3m 以下で 等 の					
	12			床面からの高さか	30cmUL 73	○ 出幅 50cm	
備							
⇒T'	関		以下、見付面積の 2 分の 1 以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他 これらに類するものを設けないもの				
計	す	建築物等の高さの					
画	る	最高限度	10m	1	5m	25m	
	事	建築物等の形態又	① 建築物の外	壁又はこれに代わ	る柱及び屋根の色	彩は落ち着きの	
	項	は色彩その他の意	ある色調と	し、地区の環境に	調和したものとす	-る。	
	乜	匠の制限	② 屋外広告物は、地区の環境と調和するよう色彩、形態及び景観				
			に配慮した	ものとする。			
			道路に面する位	側の垣又はさくの	構造は、景観、防	が災や防犯に配慮	
			した次各号のいずれかに該当するものとする。				
		垣又はさくの構造 の制限	ただし、門柱、門扉、門そではこの限りではない。				
			① 生垣や植栽を中心とした素材でつくられたもの				
			② 宅地地盤面からの高さが 0.6m以下の基礎の上に透視可能な材				
			料でつくら	れたもの			
						計画図に示す部	
						分には垣又はさ	
				_		くを原則設置し	
1		i				1 + 1 1 1 1 1 1	
						ないこととす る。	

理由 本地区は土地区画整理事業により道路・公園等の公共施設および宅地の整備が行われているため、事業完了後に有効かつ秩序のある土地利用、健全な駅前商業地としての誘導、良好な居住環境の形成を図ることを目標として、地区計画を定めるものです。